

平成 31 年 1 月 15 日

一般社団法人 全麵協 会員 各位

事務局長 藤 間 英 雄

平成 30 年度 SOBA MEISTER 該当者報告について

厳寒の候 会員の皆様におかれましては益々ご活躍のこととお喜び申し上げます。  
日ごろは全麵協諸事業に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「ZEN 麵ライセンス」(単位取得制度)につきましては、平成 27 年 4 月より段位認定制度の四段位書類審査及び五段位一次審査の活動状況の評価に組込まれたこともあり、多くの方がこの制度内容を理解されるようになりました。

これにより会員自らの研鑽、さらにはそばを通じた地域活動に対する意欲向上に大きく寄与しているものと考えます。

「ZEN 麵ライセンス」の関心は年々高まっており、SOBA MEISTER の称号についても、平成 29 年度は 184 名の方が獲得されました。

種 別	18~29 年度認証者数 ( )は 29 年度認証者
SOBA MEISTER (100 単位)	374 (86)
SILVER SOBA MEISTER (200 単位)	174 (54)
GOLD SOBA MEISTER (300 単位)	114 (27)
PLATINUM SOBA MEISTER (500 単位)	52 (16)
DIAMOND SOBA MEISTER (1000 単位)	12 (1)
計	726 (184)

つきましては、平成 30 年度分 SOBA MEISTER の認定を行いますので、平成 31 年 2 月末日現在で、上記に該当する方がおられましたら、別添 1「平成 30 年度 SOBA MEISTER 候補者について」に記入の上、該当者の全ての手帳原本(コピー不可)を添付し、送付をお願いします。(送料は会員負担となります。)

※「単位取得表」は次の通り改訂になっています。

別紙 1 は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

別紙 2 は平成 29 年 4 月 1 日から現在まで が適用対象となるものです。

同じ事業内容でも年度によって単位が異なるものがありますので、単位付与及びチェックに当たっては、注意をお願いします。

「単位取得表」の内容を分かりやすく説明した「単位取得表の解説」を別紙 4 に添付しましたので、確認のうえ提出願います。

提出いただきました手帳は本部事務局で確認し、該当する「SOBA MEISTER」として認証させていただきます。(認証後はお預かりした手帳を返却します。)

<報告書の提出期限及び提出先>

平成 31 年 3 月 20 日 (水) 必着

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2 - 4

麵業会館 4 階 全麵協本部事務局 担当：吉本

## 「ZEN麺ライセンス」(単位取得制度)の運用について

下記の点を理解し間違いのないよう各人の手帳内容を見直し提出下さい。

### 1. 基本記載事項記入

ZEN麺ライセンス規約第4条に本人の署名と顔写真が添付されたものだけに限り有効とされている。表紙裏面に必要事項(名前、住所、段位認定記録等)を記載し、写真を必ず添付してください。

### 2. 単位取得事業を事前申請する

単位取得対象事業の申請は別紙3の届出書に記載し本部事務局に事前に申請を行なうことになっております。ほとんどの団体が単位取得対象事業を事前申請し実施して単位取得シールを発行しております。

昨年度より単位取得対象事業届出書に単位取得対象事業者(事業従事予定人員)を記すことと致しましたので、平成31年度(4月より)の事業の届出よりこの書式にて提出願います。(ホームページに届出書:Wordがあります)

### 3. 申告した単位取得事業の代表者が押印する

確認印は必ず会の印又は会の代表者印がない事業のシール(記載)は認めませんので了承願います。

### 4. 単位取得表の改定

平成29年4月1日より「単位取得表」が改定になり2年が経過いたしました。現行の「単位取得表」詳細につきましては別紙4「単位取得表の解説」を確認願います。

### 5. 会の役員には単位が付与されます

会の役員には1期(通期)に対して単位が付与されます。

各団体の会長が責任を持って会役員に単位を付与してください。

### 6. 段位の認定会を受験するとポイントが付与される

平成27年4月1日より段位を受験する毎に単位を付与されることになっていきます。

この項目は個人の自己申告としておりますので、各人が単位取得手帳に記載のうえ、確認印欄に自分の印を押す様指導してください。

平成 31 年 月 日

全麵協本部事務局 宛

会員名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

## 平成 30 年度 SOBA MEISTER 候補者について

標記について下記のとおり報告します。

記

No.	該当者氏名	現在 段位	平成 30 年度末単位累計 (平成 31 年 2 月末まで)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

1. SOBA MEISTER (100 単位)
2. SILVER SOBA MEISTER (200 単位)
3. GOLD SOBA MEISTER (300 単位)
4. PLATINUM SOBA MEISTER (500 単位)
5. DIAMOND SOBA MEISTER (1000 単位)

※ 既に認証されている SOBA MEISTER の方で、上位の単位に満たない方は対象外です。(100 単位未満の方も対象外です)  
用紙記入欄が不足した場合は、適宜、別紙を付してください。

区分	事業	番号	従事内容等	単位	単位数		備考
					全麵協主催	他主催(※2)	
全麵協主催・共催	段位認定	1	素人そば打ち段位受験(初段～三段)	回	2	—	
		2	素人そば打ち段位受験(四段・五段)	回	3	—	技能・本審査のみ
		3	段位認定会の審査員	日	4	3	高校選手権含む
		4	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	2	
		5	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
		6	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
		7	地方審査員技術研修会受講	回	3	—	
	研修会	8	そば大学等の受講	日	2	1	
		9	そば大学等の講師	回	5	3	
		10	講習会、研修会の講師	回	5	3	
		11	そば大学等スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	1	
		12	海外・国内そば産地視察参加	回	4	3	
		13	そば打ち研修会の受講	日	3	2	段位普及部会
	指導	14	全麵協認定道場でのそば打ち指導	日	3	—	
		15	指定指導員としてそば打ち指導	日	3	—	各種事業にて
	事業	16	全麵協直轄事業支援	日	3	—	本部で認定する
		17	日本そば博スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	—	
		18	日本そば博への出店参加(※1)	日	2	—	
		19	その他事業のスタッフ従事(準備も含む)	日	2	1	本部と協議する
	役員歴	20	全麵協本部・支部役員、会員代表等として従事(※4)	期	10	5	本部と協議する
		21	会役員として従事(全麵協会員)(※5)	期	5	2	本部と協議する
	他	22	地域振興部が認めたもの(スタッフを含む)(※2)	期	5	2	本部と協議する
		23	段位認定事業部が認めたもの(スタッフを含む)(※2)	期	5	2	本部と協議する
全麵協後援・協賛	事業	24	会主催事業のスタッフ従事(準備も含む)	日	—	2	級認定会など
		25	市民まつり等への出店参加(※2)	日	—	2	
		26	そばまつりへの出店参加(※2)	日	—	2	
		27	学校・福祉施設等でのそば打ち訪問	日	—	2	
	指導	28	そば打ち教室の講師(※3)	日	—	2	
		29	高校生へのそば打ち指導(選手権大会関係)	日	—	2	本部に事前申請
		30	そば打ち指導のスタッフ従事(準備も含む)	日	—	1	
他	31	地域振興部が認めたもの(スタッフを含む)(※2)	日	—	1	本部と協議する	
会員活動	32	その他全麵協と協議するもの	回	—	1		

(※1)スタッフは必要最小限の人数とします。

(※2)全麵協共催・後援・協賛を得るには、別紙にて全麵協本部の事前承諾を得た場合に限りです。

(※3)手打ちそばの普及を目指すもので(原則として非営利事業)、全麵協会員主催又は公共が主催する事業の講師とします。(会員団体内の技術研修会等は該当しません。)

(※4)会員代表等とは、代表者と副代表者が対象で年間5点

(※5)会役員とは、代表者と副代表者を除く会役員全てが対象で年間2点

区分	事業	番号	従事内容等	単位	単位数		備考
					全麵協 主催	他主催	
全麵協主催・共催	段位認定	1	素人そば打ち段位受験(初段～三段)	回	—	2	
		2	素人そば打ち段位受験(四段・五段)	回	3	—	
		3	段位認定会の審査員	日	4	3	日麵連高校選手権も含む
		4	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)	日	2	2	日麵連高校選手権も含む
		5	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
		6	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
		7	地方審査員技術研修会受講	回	3	—	
	研修	8	そば大学・全国交流会等の受講	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
		9	そば大学・全国交流会等の講師	回	5	3	各種講習会・研修会を含む
		10	そば大学・全国交流会等のスタッフ従事(準備も含む)	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
		11	海外そば産地視察研修参加	回	10	3	
		12	国内そば産地視察研修参加	回	4	2	
	指導	13	全麵協認証道場でのそば打ち指導	日	—	3	
		14	指定指導員としてそば打ち指導	日	3	—	
	事業	15	全麵協直轄事業支援	日	3	—	本部で指定する
		16	日本そば博覧会スタッフ従事(準備も含む)	日	—	2	
		17	日本そば博覧会への出店参加	日	—	2	
	役員歴	18	全麵協本部・正会員団体代表等として従事	期	10	5	
		19	支部役員・正会員団体役員として従事(全麵協会員)	期	5	2	
	他	20	地域振興部が認めた事業への参加	期	5	2	本部と協議する
全麵協後援・協賛	事業	21	正会員主催事業のスタッフ従事	日	—	2	級認定会等
		22	市民まつり、そばまつり等への出店参加	日	—	2	
	指導	23	学校・福祉施設等でのそば打ち指導	日	—	2	高校生以上も含む
		24	そば打ち教室の講師	日	—	2	
		25	そば打ち指導のスタッフ従事	日	—	1	

単位取得対象事業届出書

一般社団法人 全麵協 事務局長 様

会員名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 連絡者名 \_\_\_\_\_  
 同上連絡先 TEL \_\_\_\_\_  
 携帯 \_\_\_\_\_

平成 年度 全麵協単位取得対象事業について  
 下記の事業について、全麵協単位取得制度対象事業として届け出ます。

## 記

事業名	単位 取得 番号	単 位 数	開 催 日	事業 従 事 予 定 人 員	開 催 場 所	摘 要

※ 単位取得対象事業(年度計画)が決定しましたら、速やかに事前に届け出ください。  
 原則事後の届け出は認められませんのでご注意ください。

※ 年度の途中で対象事業が追加で決まった場合には、追加で届け出をしてください。

※ 事業数が多いなど、上記に記入できない場合、別紙としてください。

※ 事業名は内容が分かるよう具体的に記載し、**事業の概ねの従事予定人員**を記してください。

※ 会員団体の総会で承認された事業計画書を添付してください。

H.30.3.15

## 単位取得表の解説

平成29年4月より適用

番号	従事内容等	単位	全麵協主催	他主催	備考
1	素人そば打ち段位受験(初段～三段)	回	—	2	
	初段・二段・三段を受験した場合には、1回受験する毎に2単位を付与する。 自己申告とします。受験した段位の日にちを単位取得手帳に本人が記入し、承認印欄には本人の印を押す。 一部の実施主管団体が単位ラベルを発行した場面もありましたが、これを廃止します。 認定会時に主催者は受験者に対し、手帳に本人が記載するよう説明願います。				
2	素人そば打ち段位受験(四段・五段)	回	3	—	技能・本審査のみ
	四段・五段を受験した場合には、1回受験(技能・本審査のみ)する毎に3単位を付与する。 自己申告とします。受験した段位の日にちを単位取得手帳に本人が記入し、承認印欄には本人の印を押す。 認定会時に主催者は受験者に対し、手帳に本人が記載するよう説明願います。				
3	段位認定会の審査員	日	4	3	日麵連主催高校選手権含む
	全麵協主催の四段・五段の審査員に対しては、1日につき4単位を付与する。 全麵協以外の団体が主催の初段・二段・三段の審査員に対しては、1日につき3単位を付与する。 日麵連主催高校選手権の審査員に対しては、1日につき4単位を付与する。				
4	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	2	日麵連主催高校選手権含む
	段位認定会のスタッフに対しては、2単位を付与する。 段位認定会の準備が前日になった場合にも、2単位を付与する。				
5	四・五段位認定講習会修了	回	3	—	
6	地方審査員任用講習会受講	回	3	—	
7	地方審査員技術研修会受講	回	3	—	
8	そば大学、全国交流会等の受講	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
	全麵協主催のそば大学、全国交流会等を受講した者に対しては1日あたり、2単位を付与する。 全麵協以外の団体(会員)が主催のそば大学等を受講した者に対しては、1単位を付与する。				
9	そば大学、全国交流会等の講師	回	5	3	各種講習会・研修会を含む
	全麵協主催のそば大学、全国交流会等の講師をした会員に対しては、5単位を付与する。 全麵協以外の団体(会員)が主催のそば大学等の講師をした会員に対しては、3単位を付与する。				
10	そば大学・全国交流会等スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
	全麵協主催のそば大学等のスタッフに従事した者に対しては、2単位を付与する。 全麵協以外の団体(会員)が主催するそば大学等のスタッフに従事した者に対しては、1単位を付与する。 準備が前日になった場合、全麵協主催の場合は2単位を付与する。				
11	海外そば産地視察研修参加	回	10	3	
	全麵協主催のそば産地視察研修に参加した者に対しては、10単位を付与する。 全麵協以外の団体(会員)等が主催するそば産地視察研修に参加した者に対しては、3単位を付与する。				
12	国内そば産地視察研修参加	回	4	2	
	全麵協主催のそば産地視察研修に参加した者に対しては、4単位を付与する。 全麵協以外の団体(会員)等が主催のそば産地視察研修に参加した者に対しては、2単位を付与する。				
13	全麵協認証道場でのそば打ち指導	日	—	3	
	全麵協が認証したそば打ち道場を使用してそば打ちの指導を行った場合には、指導員に対して3単位を付与する。 この対象は三段位以上で、二段位の方(スタッフ従事となります)は1単位で、初段位の方は対象外です。 ※認証そば打ち道場の認証を受けた道場の指導者はあらかじめ届け出たものに限る。				



番号	従事内容等	単位	全麵協主催	他主催	備考
14	指定指導員としてそばうち指導	日	3	-	
	全麵協の指定指導員として認定されたものが、外部にそば打ちの指導者として出向き指導した場合は3単位付与する。				
15	全麵協主催直轄事業支援	日	3	-	本部で認定する
	全麵協主催の各種直轄事業はその都度参加者を指名し3単位を付与する。				
16	日本そば博覧会スタッフ従事(準備も含む)(※1)	日	-	2	
	全麵協が公認する日本そば博覧会スタッフとして従事した場合、2単位を付与する。 単位の付与は主管団体の代表者が行う。				
17	日本そば博覧会への出店参加(※1)	日	-	2	
	全麵協が公認する日本そば博覧会に出展参加したスタッフには、2単位を付与する。 全麵協が主催の日本そば博に出店参加した場合には、2単位を付与する。 単位の付与は出店団体の代表者が行う。				
18	全麵協本部役員・正会員団体代表等として従事	期	10	5	
	全麵協本部役員には1期(通期)に対して10単位を付与する。 正会員団体代表等とは代表者及び事務局長が対象であり、1期(通期)に対して5点を付与する。				
19	支部役員・正会員団体役員として従事(全麵協会員)	期	5	2	
	支部役員とは、支部長を除く支部の役員すべてが対象であり、1期(通期)に対し5単位を付与する。 正会員団体役員とは、代表者と事務局長を除く会の役員すべてが対象であり、1期(通期)に対し2単位を付与する。 <b>支部の役員、正会員団体の役員に対しては支部長及び会の代表が責任を持って単位を付与する。</b>				
20	地域振興部が認めたもの(スタッフを含む)	期	5	2	本部と協議する
	地域振興部が認めた事業を行う場合に単位を付与する。 全麵協主催(支部主催も含む)の場合には5単位を付与する。 各団体が主催の場合には2単位を付与する。				
21	正会員団体主催事業のスタッフ従事	日	-	2	級認定会など
	正会員団体主催の単位取得対象事業に参加した場合には2単位を付与する。 <b>そば打ち選手権等各地で行われる競技会はこの項に位置づけされる。出場選手には単位は付与されない。</b>				
22	市民まつり、そばまつり等への出店参加	日	-	2	
	各地域で行われる市民まつり、そばまつり等に参加した場合、2単位を付与する。 申請当日のみの事業に対して単位を付与し、前日の準備に対しては単位は付与しない。				
23	学校・福祉施設等でのそば打ち訪問	日	-	2	高校生以上も含む
	学校等からの依頼によりそば打ちを教えたり、子供そば打ち体験事業を実施した場合、2単位を付与する。 老人ホームや児童養護施設などに出向き、そば打ちを実施した場合、2単位を付与する。				
24	そば打ち教室の講師(※2)	日	-	2	
	そば打ち教室の講師としてそば打ちを教えた場合、2単位を与える。 <b>教室の講師は三段位以上が単位の対象となります。</b> <b>二段位の方は番号25そば打ち指導のスタッフ従事に該当し1単位です。初段位の方は講師対象外です。</b>				
25	そば打ち指導のスタッフ従事	日	-	1	
	単位取得対象事業でそば打ちの指導を行った者に対しては2単位であるが、受付等事務に携わった場合には1単位を付与する。 前日の準備に対しては単位は付与しない。				

(※1)スタッフは必要最小限の人数とします。

(※2)手打ちそばの普及を目指すもので(原則として非営利事業)、全麵協会員主催又は公共が主催する事業の講師とします。(会員団体内の技術研修会等は該当しません。)



## 補 足

### ① 単位シールを発行することが出来る者は

全麵協の正会員であり、かつ事前に単位取得対象事業の申告がなされていなければなりません。

正会員の代表者は対象事業実施時単位シールを発行するか、手帳に直記して会の印または代表者の印を押印したもののみ有効です。

主催者の欄には自分の会がこの事業を主催した証として、自分の会の名称を記してください。

〇〇公民館、△△商店街、☆☆小学校等と依頼を受けた名称を記さないでください。

事業名を書く欄には、事業内容が分かるよう記載願います。

〇〇公民館からの依頼であれば〇〇公民館依頼そば打ち体験教室等、△△商店街からの依頼であれば、△△商店街夏祭り出店等、☆☆小学校からの依頼であれば☆☆小学校親と子のそば打ち体験等とわかりやすく記入してください。

### ② 単位取得対象事業提出

年度計画が決定しましたら必ず事前に届出を行ってください。

届け出をするにあたっては用紙2を使って、事業名は上記1の様に判りやすく記し、単位取得番号を記し単位数も記入願います。

### ③ 準備も含むとは

全麵協が行う段位認定会(初段～五段)・そば大学・全国交流会等を実施する時、前日に準備を行った場合前日の準備にも1日分の2単位を付与します。

正会員団体が市民まつりやそばまつり等地域の行事に出店した場合には、当日のみ単位を付与することとし、前日に準備を行っても単位は付与されません。

### ④ 月例の活動について

各団体においては定期的に定例会を開催していることと思われませんが、内容は定時報告、研鑽会、勉強会、懇親会等内容はさまざまであると思われれます。

今般改定しました単位取得表の備考にある各種講習会・研修会を含むは、各団体での月例時における会員間の技術の向上を目的とした研修会等は会における日常活動と思われるので本単位取得対象事業にはなりませんのでご了解ください。

平成29年4月1日

平成30年1月22日 一部補足説明(赤字)